

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ

渡 邊 容 一 郎

- 一、はじめに
- 二、三つのトーリー主義と第二次ピール内閣の基本的性格
- 三、穀物法撤廃をめぐる党内分裂とその政治史的意義
- 四、おわりに

一、はじめに

議員集団という見地から見た場合、今日に至るイギリス保守党 (the Conservatives——以下保守党) の真の出発点は、どの時期・どの出来事に求められるであろうか。

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ (渡邊)

一般的には、一八三二年総選挙⁽¹⁾で大敗した「第一次選挙法改正」(Great Reform Act)⁽²⁾ 反対派、すなわちトーリー党⁽³⁾ (the Tories) の復活(具体的にはそれ以後の総選挙における議席増、カールトンクラブ設置などの党組織化)に求められる。加えて、一八三五年総選挙期間中、トーリー党支持基盤の拡大を狙って時の首相ピール (Robert Peel) が前年末に公表した「タムワース宣言」(Tamworth Manifesto)⁽⁴⁾ の内容も指摘できるであろう。

たとえば中村英勝は『イギリス議会史「新版」』で、一八三二年の完敗後、トーリー党はピールの強力な指導の下保守党に再編成されたとしたうえで、タムワース宣言についても、その後長く保守党の指導原理となった(中村 1986: 113-114) と述べている。また、イギリスにおける最新の研究でも、「イギリス史上初代保守党党首として広く認識されているのがサー・ロバート・ピール」⁽⁵⁾ (Gaunt 2015: 59) (傍線引用者) であり、一八三〇年を保守党の起源および出発点とするのがベター (Gaunt 2023: 1-2) とされている。このように、一八三〇～四〇年代前半のピール時代を保守党の出発点とする見方は根強い。

しかしながら、ピールはタムワース宣言で「保守党」という言葉を一切用いていない。加えて、同時期の政治状況を見てみると、政策や人材面でトーリー党から保守党に完全変化したとされる出来事も確認できないのである。むしろピールがその第二次内閣で自党多数派議員の反対を押し切り一八四六年に実現させた穀物法撤廃 (the repeal of the Corn Laws) をめぐる党内対立と分裂——ピールと一緒に脱党し、ホイッグ党 (the Whigs) や急進派と合流して自由党 (the Liberals) の結成に貢献したグラッドストーン (William Gladstone) ら「賛成派・自由貿易派」(ピール派——Peelies) と、そのまま残留したディズレーリ (Benjamin Disraeli) ら「反対派・保護貿易派——Protectionists」との分裂、そしてそれに伴う残留組の後者こそ、議員集団としての「過去との断絶ならびに出直し」という意味で、現保守党の真

の出発点として位置づけるべき (Blake 1988 : 58、邦訳 1979 : 75) ではないかと思われる。

そこで本稿では、ブレーク (Robert Blake) が指摘するように、今日に至る保守党の真の出発点が一八四六年以降であることを前提に、第二次ピール内閣 (一八四一～四六年) を通説どおり「最初の保守党」内閣として位置づけるのではなく、逆に「最後のトーリー党」内閣と位置づけ直し、その論拠を示していくことにしたい。

二、三つのトーリー主義と第二次ピール内閣の基本的性格

まず本章では、イギリス憲政史上初の本格的保守党政権とされる第二次ピール内閣の基本的性格について再検討していく。

(1) 一八二〇～三〇年代における三つのトーリー主義

周知のように、保守党とその保守主義 (Conservatism) は、いわゆるトーリー党とトーリー主義 (Toryism) の伝統をその前身ないし基盤としている。

二〇世紀初頭の保守党政政治家で著述家でもあるセシル (Hugh Cecil) は、イギリス近代 (政治的) 保守主義の構成要素として以下の三つを指摘した (Cecil 1912 : 244、邦訳 1979 : 203)。

① 自然的保守主義 (conservatism)

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ (渡邊)

② トーリー主義

③ 帝国主義 (imperialism)

セシルによると、小文字の *whig* で表記される「自然的保守主義」は、あらゆる人間に共通する本能的感情であり、未知なるものへの不信の念と、慣れたものに対する愛着の念を意味する。そのため、イデオロギーの左右も政治的立場の違いも問わない。また、「帝国主義」は、他に良い名称がないためこう呼ぶが、要するに国家の強大化を支持し、国家を強大にするための国家統一を支持する感情とされている。したがって、自然的保守主義と帝国主義に関しては、自由党や労働党など保守党以外の政党でも標榜することが可能である。同時に、ポリシーとしても受け容れられ得るところが「トーリー主義」はそうではない。セシルによればトーリー主義は、国教会と国王の擁護、つまりは宗教と権威に対する崇敬の念とされ、いわゆるホイッグ党のホイッグ主義 (Whiggism) と明確に区別できるからである。

トーリー主義もホイッグ主義も、伝統的国家構造を擁護・維持する立場という点では一致する。ただホイッグ主義は、自由の確保という目的を果たす手段として「国王大権の制約」も重視する。そのため、伝統的国家構造のなかでもとりわけ議会 (庶民院) の役割や宗派的異議申立てなどを強調する (Leach 2015: 65)。別の見方をすれば、「独任制・単独性に基づくタテ社会」よりも「少数合議制・寡頭制に基づくヨコ社会」を志向する観念ということも可能であろう。その結果、トーリー主義以上に反権威主義的傾向を示すため、都市部の商工業者や非国教徒、「自由と権利」の拡大を求める進歩派や新興勢力に受け容れられやすい。

これに対しトーリー主義は、一七世紀後半に生じた王位継承問題をめぐる国王側の立場、すなわち「国王大権の不

「可侵性と尊重」を重視する立場であり、それをその敵対者たちが罵った言葉「Tory」⁽⁶⁾に由来する。国王大権の尊重を掲げることからトーリー主義は「宗教と権威に対する崇敬の念」を、具体的には「国王」とそれを頂点とした「国教会体制」を完全擁護する立場ということになる。そしてこうした理由からトーリー主義者（議員）は、第一次選挙法改正などに代表される議会改革（選挙権の拡大に伴う民主化）には原則反対の立場を示してきた。その意味でもトーリー主義者は、伝統的国家構造のなかでも特に権威的な国王大権や国教会体制を維持することに加え、当時の地主寡頭体制に象徴される「上意下達的命令体系や、独任制・単独制的トップ・ダウン型タテ社会」という「秩序」にも拘る立場といえる。

ホイッグ主義者と比較して、大凡このような傾向を示すトーリー主義者（政権）であったが、後述するように一八二二年頃からは、トーリー主義者も当時の自由主義的時代精神（Zeitgeist）の影響を徐々に受けるようになっていった。

さらに、先行研究や史実を踏まえると、ピールなどが活躍した一八二〇年代から四〇年代のトーリー党には三つのトーリー主義が併存しており、状況に応じてこれらが主導権争いをしていたと見ることができる。別の言い方をすれば、彼らの意に共通して反する第一次選挙法改正の実現（一八三二年）後、トーリー主義者として選択可能な路線が以下のとおり、少なくとも三つあった（Blake 1988 : 19-26、邦訳 1979 : 33-42、Jennings 1961、Stewart 1978ほか）ということにもなる。

(a) ウルトラ・トーリー主義（極右派トーリー主義者）

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ（渡邊）

- (b) ラディカル・トーリー主義（急進的トーリー主義者）
- (c) リベラル・トーリー主義（自由主義的トーリー主義者）

そこで、保守党史家ブレークの解説・分析を参考に、同じトーリー主義のなかで併存していたこれら三つの路線ないし立場（傾向）について整理しておくことにしよう。

(a) のウルトラ・トーリー主義は、地主層の従来の利益のみ重視する、最も基本的で伝統的なトーリー主義といえる。国王と国教会体制の維持を強調する地主貴族やジェントリ層などを主な支持基盤としており、「農業利益重視・保護貿易維持・プロテスタントイイズム支持」カトリック教徒解放反対」の死守に——残り二つのトーリー主義者以上に——拘るのがその特徴であった。なかでも「保護貿易維持」はトーリー党の伝統的支持基盤である地方農村部の農業利益と直結するため、極右派のみならず、程度の差こそあれ、地方農村部を選挙基盤とする三つのトーリー主義者すべてにほぼ共通の認識でもあったと考えられる。

したがってこの路線は、旧来の有権者である地主層の感情と利益に最も合致していたが、選挙の文脈では支持基盤が狭すぎて、中産階級への選挙権拡大（第一次選挙法改正実現）後の現状に対応できないという弱点もあった。こうした立場のいわば「頑固な」トーリー党議員たちは極右派（Ultras）と呼ばれ、比較的少人数ながらも現状維持を頑なに望み、些細な変革にも拒絶反応を示すことが多かった。そのため、産業革命後の新しい時代への適応や政権獲得維持（総選挙勝利）を目標に、支持基盤をより拡大していこうという路線・立場が、さらに二つ生じることになったのである。

まず、トーリー党議員でありながら中産階級を飛び越えて労働者階級と同盟し、ホイッグ党支持者の多い中産階級（商工業者）と対決しようとする急進的な立場が(b)のラディカル・トーリー主義である。この立場は、トーリーのパートナーリズムとも呼ばれる「家父長的温情主義」に基礎づけられた労働者保護と関係が深い。しかし国教会に対する伝統的愛着に加え、上流層としての「高貴な義務感」に基づき、都市部に住む下層民への福祉や、保護関税を通じての経済統制（保護貿易主義など）にも関心を示した。

したがってこの路線は「急進的傾向」と「反動的傾向」を併せもつ独特の立場ともいえた。そのため、これも割と少数派であったが、産業革命以後の工業化や功利主義、自由貿易主義の進展に反発する比較的進歩的な理想主義者などに支持されていた。資本主義の弊害を是正し、労働者階級を味方につけようとする点では時代を先取りしていた感があるものの、周知のように労働者階級は一八六七年まで有権者ではなかったため、政権獲得維持（総選挙勝利）という点から見ると、当時この路線には魅力が乏しかったといえる。

次に、これに対するもう一つの選択肢として、産業革命の成果と一八二〇年代以降の自由主義的傾向に合わせる形で、特に穏健な中産階級を包摂しようとするのが(c)のリベラル・トーリー主義ということになる。同じトーリー主義のなかで「ウルトラ」（右）と「ラディカル」（左）の「中間」に位置するこの路線・立場は、トーリー党を当時の過激な革命勢力への防波堤にするため、極右派トーリー主義者のごとく改革（たとえば選挙権の拡大や自由貿易路線への転換など）に何でも反対するのではなく、また急進的トーリー主義者のように非現実的理想論に走るわけでもない。逆に「伝統的諸制度を護るためにも、慎重な改革なら（ホイッグのものでも）受け容れる」という、柔軟で現実的な姿勢であった。それゆえ自由主義的トーリー主義者は、元来基本的には保護貿易主義者だったものの、（ピールのように）

状況次第では、必要に応じて保護貿易主義を放棄することも可能だったと考えられる。

それゆえこの路線(自由主義的トーリー主義者)はホイッグ党穏健派(保守系)議員ともそれなりに協力関係を構築できる立場といえた。理論上ホイッグ党と区別しにくいという極右派からの批判もあったが、選挙の文脈からすれば、当時これが「保守」層の支持基盤を最も広げやすい立場であったことは間違いない。そのため、正確な人数は不明だが、この現実的で柔軟な路線を支持するトーリー党議員も一定数居たのではないかと推察される。

このように当時のトーリー主義(トーリー党政治家)には、大まかにいえば上記三つの諸要素が共存しており、たとえば、急進主義勢力の阻止・イコール・(君主制や国教制、地主寡頭制などの)現行秩序の維持といった彼ら共通の「目標」を達成するための具体的かつ現実的「手段」をめぐる、常に主導権争いがなされていたと見ることができる。そして三つのうちどれが「メイン」となるかは、「状況」ならびに——今日のように支持者(議員)の人数ではなく——首相や院内指導者などの「リーダー」次第であったと考えてよい。

では、本稿の研究対象となるピール本人とその第一次および第二次内閣が、これら三つのいかなる立場に該当するのかさらに検討してみることしよう。

(2) 主要政治業績に見るピール的保守主義の実態

ここでは、上述した三つのトーリー主義路線・立場という見地から、ピールの主な政治業績を検討する。そのため、時系列的に以下の三つの時期を対象としたい。

【表 1】 歴代内閣一覧 (1812～1855年)

・1812—27	リヴァプール	[トーリー]	
・1827	カニング	[トーリー]	※カニング外交
・1827—28	ゴドリッチ	[トーリー]	
・1828—30	ウェリントン	[トーリー]	※審査法廃止 (1828) ほか
・1830—34	グレー	[ホイッグ]	※第一次選挙法改正 (1832)
・1834	メルバーン①	[ホイッグ]	
・1834—35	ピール①	[トーリー]	※タムワース宣言 (1834)
・1835—41	メルバーン②	[ホイッグ]	
・1841—46	ピール②	[トーリー／保守党]	※穀物法撤廃 (1846)→分裂
・1846—52	ラッセル	[ホイッグ]	※ピール派が支援
・1852	ダービー①	[保守党]	
・1852—55	アバディーン	[ホイッグ]	※ピール派とホイッグ党の連立

出典 中村英勝, 1986. 『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣, 220頁の付表 6 に基づき筆者作成。

- ① ウェリントン内閣時代 (一八二八～三〇年)
- ② 第一次ピール内閣時代 (一八三四～三五年)
- ③ 第二次ピール内閣時代 (一八四一～四六年)

① ウェリントン内閣時代

既述のように一八二二年頃からイギリスでは、本来守旧的で頑固なトーリー党(政権)ですら、当時の自由主義的風潮に影響されるようになっていた。その典型例として、当時中南米など世界各地で生じた自由主義・民族主義運動に対する不干渉を唱え実践したカニング(George Canning) 外相・首相の「反ウィーン体制的」自由主義的対外政策」、いわゆる「カニング外交」を挙げることができる。内政面でもカトリック教徒解放を支持するなど自由主義的傾向を示したカニングは、その意味で一八二〇年代を代表する「自由主義的トーリー主義者」(リベラル・トーリー主義)といえるだろう(表2を参照)。

カニング政権(一八二七年)、そしてゴドリッチ(Viscount Goderich)政権(一八二七～二八年)以後のトーリー党政権を担ったウェリントン(1st Duke of Wellington)は、ワータールローの戦いでナポレオン軍を

破った陸軍司令官として知られる。しかし政治家としては守旧派を代表する典型的なトーリー主義者でもあった。にもかかわらず彼の政権下では、これまでカトリック教徒を中央地方の官職就任から排除してきた審査法 (Test Act) が廃止 (一八二八年) されたり、翌年には旧教徒解放法 (Roman Catholic Relief Act) も成立したりしている。元来こうした「リベラルな」政策に反対してきたウェリントン首相を時の庶民院指導者で内相のピールが——彼もトーリー主義者のため当初はもちろん反対していたが、アイルランドで内乱が生じる危険が出てきたことから態度を変えて——説得することに成功したからである。

内相としてピールは、これら以外にも結社禁止法 (Combination Acts) を廃止して労働組合結成を容易ならしめたり、刑務所改革に加え、死刑に該当する犯罪項目数を減らすため刑法改正を行ったりするなど、トーリー主義者でありながら、時代の風潮に合わせた自由主義的改革を数多く実施している。したがって、ピールはこの時期から「自由主義的トーリー主義者」だったと見ることができよう。同時にピールは、こうした姿勢を理由に、守旧的で頑固な極右派などから、とりわけ反感を買う存在だったと思われる。

② 第一次ピール内閣時代

カニングと並ぶ自由主義的トーリー主義者といえるピールの真骨頂として、前述の「タムワース宣言」を挙げなくてはならない。翌一八三五年の総選挙で敗北し下野したことから「百日天下」とも称される第一次ピール内閣は、わずか四か月の短命内閣となってしまった。しかし、このタムワース宣言の内容とそれを発信した事実によって、ピールこそ実質上の「初代保守党党首」とする見方も確立したと考えられる。

【表 2】 トーリー主義と保守主義の展開 (17世紀後半～19世紀後半)

[時 期]	[種 類]	[政治家と思想家]
17世紀後半と18世紀	トーリー主義 君主制、英国教会 地主貴族の伝統、理性の限界	ボリングブルック (パーク)
19世紀初頭	反動的トーリー主義 革命への恐怖、抑圧策 農業保護、ロマン主義	リヴァプール (コールリッジ)
1820年代	自由主義的トーリー主義 自由主義的外交、改革 カトリック教徒の解放	カニング
1830年代、40年代	ピール的保守主義 プラグマティズム、漸進主義 議会改革の受容、穀物法撤廃	ピール
1860年代、70年代	ディズレーリの保守主義 ワンネーション パターナリズム 愛国心と帝国主義 トーリー・デモクラシー	ディズレーリ ランドルフ・チャーチル

出典 Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave, pp.65-66の表3.1から一部抜粋して筆者作成。

タムワース宣言の意義は、(トーリー主義者にはば共通する態度として)これまで議会改革(第一次選挙法改正)に反対を表明してきたが、今やそれが成立した以上、既成事実としてそれを受け容れたこと。同時に、ホイッグ党政権でなされた種々の改革も根本から否定するものではないこと。これらを「保守党の党首としてではなく、国王陛下の政府の首相として」公式に表明したこと、などに求められる。したがって、第一次内閣の首相(庶民院指導者)としてのピールの路線も、基本的には従来どおりリベラル・トーリー主義だったことは明白である。

学界の通説では、このような「(元来反対の立場だった)議会改革を容認する姿勢を従来のリベラル・トーリー主義に付け加えた立場」がピール的「保守主義」と評価されてきたといっても過言ではない(表2を参照)。換言すれば、当時の「リベラル・トーリー主義」に「(穏健な議会改革支持の)ホイッグ的要素」を混ぜ合わせた経緯とその成果が、のちの世になって「ピール的保守主義」

(Peelite Conservatism) と評価され位置づけられてきただけと考えられるのである。

とはいえ、これも基本的には、「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」(あるいはその別バージョン)ではないといえるのではないだろうか。

③ 第二次ピール内閣時代

一八三五年総選挙に敗れたピール陣営は、その後の総選挙で着実に支持を伸ばしていった。そして一八四一年の総選挙では政敵・ホイッグ党を中心とする、のちの自由党陣営に単独勝利を収めた。その結果、第二次ピール(単独)内閣が成立したが、この総選挙結果はピールの路線、すなわち「リベラル・トーリー主義をベースとして、さらに、穏健な議会改革であればこれも受容するというホイッグ的要素を付け加えた立場」が、ホイッグ党支持層や中産階級にも浸透していったことを物語っている。

一八四一年総選挙での圧勝(政権交代)に伴い、安定多数議席に支えられていたように見える第二次ピール内閣だったが、ピールのリベラル・トーリー主義路線は——政権復帰や統治政党としての信頼回復に貢献したにもかかわらず——政府与党内部の路線対立や主導権争いを通じて、むしろ身内の造反に晒されるのが常であった。つまり通説とは異なり、イギリス保守党が存外「イデオロギーないし政治的プリンスプルに拘る体質の議員集団」だった可能性も、ここから読み取れるのである。

そこで、一般的に最初の本格的保守党政権として評価される第二次ピール内閣の基本的性格を探るべく、その主要政治業績を時系列的に振り返ってみよう。

・ピール内閣の一八四二年度予算

保守党史家スチュアート (Robert Stewart) によると、第二次ピール内閣が初めて作成した一八四二年度予算案は、以下三つの柱から成り立っていた。一八一六年以来となる所得税導入、輸入穀物に対する保護関税障壁の引き下げ、そして一八二〇年代から始まった一般関税障壁撤廃案がそれである。後者二つは、後述する穀物法撤廃と自由貿易路線への転換を予知させる。そのため、リベラル・トーリー主義の経済面での具体化として理解することもできよう。しかし他方で、とりわけ農業保護を絶対視する極右派トーリー主義者の反発は必至といえた。

予算は国家の意志とされるように、ピールは政権発足早々、この予算を通じて「製造業への保護を増大し賃金を上昇させる方策に加え、貧困層への課税負担を少なくし、食料品も含む消費者物価を抑制して生活費の負担を軽くする方策」を実施せねばならないと考えていたふしがある。それゆえ、所得税の復活は伝統的なトーリー党支持基盤の地主階級にとって、とりわけ重い負担となった (ibid.: 181) ことは想像に難くない。

・工場法制定方針ならびに砂糖関税修正案をめぐる党内対立 (一八四四年)

一八四四年三月には政府の工場法制定 (factory legislation) 方針をめぐり、そして六月になると今度は「砂糖関税 (sugar duty) の修正案をめぐって、与党内で造反が生じた。前者は、工場での女性労働者や勤労児童の労働負担を軽減しようとするものである (1844 Factory Act)。そして後者は、輸入された砂糖に課される関税額を引き下げるという内容であった。

こうした一連の与党内対立・造反からわかるのは、「一八三〇年代を通じて政党という観念が増大していったにも

かわらず、議員が独自の判断で動く慣習は消えていなかった」(ibid.: 187) という事実である。つまり、第一次選挙法改正やタムワース宣言などを通じて party が徐々に発達していったとはいえ、この当時は未だその「萌芽期」でしかなく、その実は faction の集合体でしかかったということでもある。そしてここから、ひと口に「トーリー主義」といっても既述のように二つの「諸傾向」(tendencies) が内在していた事実は明白といえよう。

・メイヌース助成金増額をめぐる党内対立 (一八四五年)

第二次ピール内閣期の与党内対立・造反(ピールとそのリベラル・トーリー主義に対する党内異議申し立て)は、経済・貿易・農業問題に対してではなかった。前述のとおり国教会体制とそのプロテスタンティズムに固執するトーリー主義者からすれば、国内的には少数派ではあるものの、旧来の敵カトリック教徒(旧教徒)に対する譲歩や寛容的妥協は、感情面においても許し難いものだったに違いない。しかしそれを政策として実行しようとしたのが、自由主義的トーリー主義者でリーダーのピールだったのである。

事の起りは一八四五年、メイヌース(Maynooth)のカトリック神学校に対する政府助成金を一七九五年以来初めて増額するという法案(いわゆるメイヌース法案)をピール自身が提出したことによる。同法案は成立したが、このリベラルな方針をめぐっては、翌年の穀物法撤廃でピールを支持し、ピール派の一員として行動を共にしたゲラッドストンでさえ閣僚を辞任するほど拒絶反応が強く、与党内の意見も二分してしまった(Garnett 2023: 39-40)。

提案者のピールからすれば、アイルランド相時代(一八二一―一八三一年)の経験から、「保守的アイルランド統治メソッド」なるものを長年探究した集大成こそ、このメイヌース法案であった。これによって、連合王国やアイルラン

ド国教会などの存在を揺るがすことなく、さらには国王と国教会の教義を根強く信奉する彼の支持者とも対立せず、しかもアイルランド側への正当な取り扱いまで実現できる (Stewart 1978 : 190) と彼は信じていたからである。したがってメイヌース法案もまた、アイルランド問題や宗教問題に関するリベラル・トーリー主義の表れと見るべきであろう。

ところが、これまでさんざんピールに煮え湯を飲まされてきた反対派 (特に極右派)、とりわけプロテスタントに拘る福音主義的低教会 (evangelical Low Church) 派のトーリー党議員からすれば、これは断じて許しがたい政策だったであろう。ちなみにメイヌース法案の採決における与党議員の内訳は賛成一四八人、反対一四九人 (ibid. : 193) だったとされる。

このように第二次内閣において、首相ピールは党内対立を激化させた。その要因の一つに、「リーダー」ピールのリベラル・トーリー主義路線に対する、さまざまな立場の「フォロワー」による積年の反感があったことは間違いない。そしてその影響は、翌年の穀物法撤廃をめぐる党内完全分裂↓撤廃反対派による事実上の「新党」結成へとつながっていく。

こうして見てみると、最初の本格的保守党政権とされる第二次ピール内閣時代の「保守党」といっても、実は、ピールの「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」で一枚岩に固まった議員集団ではなかったことがわかる。その実態はやはり従来どおりさまざまなトーリー主義者の「寄せ集め」でしかなく、むしろその第二次政権も久々の安定多数議席に支えられていたから持続可能だったともいえる。

それゆえ、「保守党」という呼称の漸進的使用や、首相ピールとその一部議員 (閣僚) による「リベラル・ト

リー主義プラスホイッグ的要素」志向のみで、それを最初の本格的「保守党(保守主義者)」政権とする従来の捉え方は一部修正する必要がある。加えて、この第二次ピール内閣期においても、特に集団・組織面では、ウェリントン時代以前からの連続性は完全に消滅していない。したがって、「ピールの強力な指導の下再編成され」(中村 1986: 113-114)、路線においても一致団結した最初の本格的保守党政権という印象を与えがちなこの捉え方は、誤解を招きやすく、より慎重でなければならないと思われるのである。

三、穀物法撤廃をめぐる党内分裂とその政治史的意義

穀物法 (Corn Laws) とは、自国農業保護を目的に外国産穀物の輸入などに制限を加える保護(貿易)主義的内容の法律である。イギリスでは中世以来類似の法律が存在していたが、一八四六年に撤廃の対象となった穀物法は、当時のトーリー党政権(リヴァプール内閣)によつて一八一五年に制定された法律であつた。⁷⁾

トーリー主義者としての立場から、ピールも当初はこの法律を支持しており、次期総選挙関連の公約でも撤廃はしないと約束していた。にもかかわらず、首相のピールはなぜ、この期に及んで——結局自分の(第二次)内閣崩壊と与党内完全分裂(脱党や新党結成)に至つてしまう——穀物法撤廃を決断したのであろうか。

(1) 穀物法撤廃をめぐる党内対立・分裂の構図と意義

通説では、イングランドで穀物が不作だったことに加え、アイルランドにおいても主食のジャガイモが凶作となつ

たため現地の飢饉が深刻化していた点が強調される。そこでピールは為政者としての責務から同法の撤廃に踏み切ったというのである。前述のように、ピール自身既に自由貿易路線という「リベラル・トーリー主義」的政策を実施していたので、この決断については特に驚くほどの変節とは言い難い。

とはいえ、ピールのこの決断と提案は、トーリー党時代から「党是」とされてきた農業保護路線を棄てて自由貿易路線に転換すること、換言すればこれまでの「農業重視」策を事実上放棄し、自由主義的な「商工業重視」策を党として正式採用することを意味していた。同時にこの決断は、「リベラル・トーリー主義者」が岩盤支持層を敵に回しても支持基盤拡大を狙った戦略と見ることもできよう。

撤廃に際し、ピールは一人（後述）を除く「閣僚ほとんど全員」の了解を取りつけていたとされる。しかしながら、どういうわけか、「党全体」の合意を得ようとした形跡は一切見られない。また、穀物法の撤廃も飢饉対策としてさほど有効ではなかったとの見方もある。いずれにせよ、一八四六年に議会で成立した穀物法撤廃法案は、法改正ではあるが、首相であり自由主義的トーリー主義者でもあるピール「個人のイニシアチブ」によるものであった。

穀物法撤廃が提案されると、その是非ないし賛否をめぐる党議員の意見は文字どおり真二つに割れた。そして周知のように、ピールら党幹部議員を中心とする「賛成派」（自由貿易派・改革志向派）は、いわゆる「ピール派」という形で、「トーリー」でもなければ「ホイッグ」でもない「第三党」的存在として一八五〇年代まで存続した。その後ホイッグ党や急進派（Radicals）などと一緒に「自由党」を名乗るようになる。一方「反対派」（保護貿易派・現状維持派）は脱党せずそのまま「残留」することになるが、議員集団という見地から見た場合、既述のようにこの「残留組」（the rump）こそ事実上の「新党」であり、また現保守党の直接的ルーツであることも間違いない。その意味で

一八四六年という年と穀物法撤廃をめぐる党内対立・分裂は、実質上現在まで続く議員集団・保守党のスタートラインとして評価し直すべき (Blake 1988 : 58-59、邦訳 1979 : 74-76) といえよう。

スチュアートによると、穀物法の撤廃にあたってピールを支持した保守党議員は一一九人だった (Stewart 1978 : 215)。一八四一年に当選したトーリー党議員を二六八人と考えれば、ピールの方針に反対したのは残り三分の二強の二四九人程度となる。したがって、リーダーの方針を支持した側が党内「少数派」ということになる。いくつかの先行研究からスチュアートは、当時の庶民院議員でもビジネス階級や製造業階級出身議員は撤廃に賛成する傾向が強く、逆に地主階級出身議員は撤廃に反対する傾向が見られた (ibid.) としているが、議員の投票方向に関しては概ね一般の認識どおりといえるだろう。

さらに深く掘り下げていくと、たとえば第二読会⁽⁸⁾で既述のメイヌース法案に賛成票を投じた保守党議員——自由主義的トーリー主義者と推察される——一五九人中、一八四六年の穀物法撤廃に関する第三読会で撤廃に賛成したのは八二人 (ピールに近い自由主義的トーリー主義者)、反対したのが五九人であった。一方、第二読会でメイヌース法案に反対票を投じた保守党議員一四七人中、同じく穀物法撤廃に関する第三読会で撤廃に賛成したのが一九人、反対したのが一一一人となっている (Blake 1988 : 53、邦訳 1979 : 67)。

ここからわかるのは、争点その他の事情によって、議員一人ひとりの投票方向もその都度変化するとはいえ、「自由主義的トーリー主義者」と「それ以外のトーリー主義者」との間で投票方向に違いが見られたという点である。また、メイヌース法案と穀物法撤廃法案の投票方向を比較した場合、「宗教問題」の前者よりも「経済社会問題」——換言すれば、自分の支持基盤や選挙結果に直結しやすい争点——の後者に強く拘ってピール (首相) に反発する議員

が多かったということもわかってきた。したがって、穀物法撤廃をめぐる党内対立や分裂の構図は、単なる穀物法撤廃という「一争点」のみに求めるのではなく、少なくとも第二次ピール内閣が成立した当初、あるいはそのはるか以前から党内に蟠っていた、主導権争いに伴う「しこり」の延長線上で理解しなければならない。

勝ち取った「穀物法撤廃」と引き換えに、第二次ピール内閣は一八四六年六月末に総辞職した。そして事実上、脱党した「ピール派」は、その後独自にホイッグ党内閣の支援などを続け、一八五〇年のピール死去後はホイッグ党内閣と連立を組むなどした。その結果、ピール派の人材・政策・組織も、ほぼそのまま「自由党」⁽⁹⁾に吸収・再編されていくことになる。

一方穀物法撤廃反対派（残留組）は、ピールらの脱党によって事実上の「新党」、すなわち後日「保守党」と称する新議員集団として文字どおり一から出直すことになったのである。

いずれにしても、穀物法撤廃論争でピークに達した党内対立・分裂劇から読み取れるのは、「穀物法の維持こそ現状の社会秩序の維持に不可欠」とする立場（撤廃反対派）と「時代遅れとなった同法の撤廃こそ急進主義勢力の攻撃から秩序を護るうえで最善の手段」とする立場（撤廃賛成派）との——実は今日まで続く——保守党史上絶えることのない対立の存在（Blake 1988 : 57-58、邦訳 1979 : 74）である。その意味でも穀物法撤廃は、トリー主義をベースとしたイギリス保守主義のあり方をめぐる「党内主導権争いの基本形」を提供したといえるかもしれない。

最後に、この穀物法撤廃反対派がどのように「新党」（現在の保守党）としてまとまっていったのか、その中心人物三名にスポットを当てて若干解明してみることになろう。

(2) 穀物法撤廃反対派による「新」保守党の形成

穀物法撤廃の是非をめぐってピールの政府与党は真二つに引き裂かれた。しかしながら、そのおかげで残留組（反対派）は、（かつては身内からの批判も多かった）ピール的「リベラル・トーリー主義」路線に代わり、「ウルトラ」「ラディカル」も含めたトーリー主義の共通路線、すなわち穀物法撤廃反対の根底にあった「保護貿易主義」の下に結集することができたのである。振り返ってみれば、トーリー主義者がこのような一つのパーティ・ラインでまとまるのは、第一次選挙法改正に反対して敗れた一八三二年以来といえる。穀物法撤廃をめぐる党内対立と分裂は、皮肉にも、「保護貿易主義」という——当時の国民世論からすれば、守旧的で時代錯誤的だったかもしれないが——身内の議員同士であればきわめて団結しやすく、しかもわかりやすい「旗印」を残留組（新保守党）にもたらしたといつてよい。

さて、先述したように、第二次ピール内閣で穀物法撤廃方針にただ一人異を唱え閣僚を辞任した人物が居た。タムワース宣言以後、ピールのリベラル・トーリー主義を受け容れてホイッグ党からピール陣営に加わっていたエドワード・G・スタンリー（Edward George Geoffrey Smith Stanley）、のちに首相を務める第一四代ダービー伯（14th Earl of Derby）である。このスタンリーがいわば黒幕となり、それをディズレーリが補佐し、そしてスタンリーと一緒にピール陣営に加わっていた元ホイッグ党のジョージ・ベンティンク卿（Lord George Bentinck）が指導し実現したのが、穀物法撤廃をめぐる反ピール運動そして党内造反であった（*ibid.*: 54）。家系的にホイッグ主義と縁の深いスタンリー（Hawkins 2007: 14）が、今度は右派系新保守党議員集団の貴族院指導者（一八四六～六八年）を務めることになったのである。そのホイッグ主義の「子分」ともいえるベンティンクを庶民院指導者（一八四六～四七年）に、そしてラディカル・トーリー主義者としての経歴をもつディズレーリを加えた、この奇妙な取り合わせの「三人」を事実上の指導

者とする「保護貿易主義者党」(the Protectionist party)が、既述のとおり、現在まで続くイギリス保守党の誕生に直接結びつくこととなった。

結果的に新党結成となった当時の経緯については、当事者の一人ディズレーリが一八五二年頃刊行したペンティンク伝『ジョージ・ベンティンク卿』に描かれている。当事者による数少ない貴重な証言なので、少々長くなるが以下のとおり引用することにした。

「……しかしリーダー不在の野党、組織の不完全な野党、いかなる規律ももたない野党というのは、まったくいいほど存在感に乏しく、たいしたことは約束できない。それでも意識して動こうとする人たちは居た。〔中略〕当時、the Manchester confederationの動きに対抗し農業保護を訴える目的でつくられたa metropolitan societyなるものが設立されていて、その議長をリッチモンド公が務めておられた。このa metropolitan societyは、全国に散らばっているthe local protection societiesと連絡を取り合っており、旧保守党議員の奉仕に関する拘りは期待された以上に少なかったが、それにもかかわらず、多くの州選挙区選出議員たちがこのソサイエティのメンバーに名前を連ねてくれて、しかもそのなかでも最優秀な一握りの人たちがその運営にも積極的に関わってくれていたのである。そうして彼らは、ほぼ同じ人数の最有力な小作農民たちのアシストを受けるようになった。こうした目下の状況下において、the protection societyの評議会は、最速かつ最適な手段でその意見を集約し、行動を方式化する役割を担い、そしてその結果、彼らの目的に共鳴する議員を全員招待しようという決議がその運営責任者の間でなされたのである。〔中略〕政党オルガナイザーの一人としてこのリクエストに応じた結果、公の世界に初登場することになったのが

ジョージ・ベントインク卿だった。……」(Disraeli 1852=1969: 77-78)

このディズレーリの描写に従うと、新しい保守党の出発時には、自由貿易系マンチェスター・コンフェデレーションへの対抗意識に加え、農業保護や農民に対する共鳴、州選挙区、すなわち地方農村部選挙区選出議員たちの関与があつたことなどが読み取れる。ここからわかるように一八四六年直後の一議員集団としての「新」保守党の幕開けには、トーリー主義全体、とりわけ極右派トーリー主義者に馴染み深い「農業保護主義・保護貿易主義」が、パーティ・ラインの主軸として大きな役割を果たしていたといえよう。

とはいえ、この新党の事実上のリーダーであるスタンリーの「目的」は、地主階級の優位性継続と君主制の維持(Garnett 2023: 43)に加え、男子普通選挙実現に象徴されるラディカル・デモクラシーの進展を阻止する防波堤となるような力強く幅広い議員集団を構築し維持することにあつた(Stewart 1978: 230)。そのためには、ピールのトーリー党(旧保守党)のように二度と分裂してはならない。それゆえ、党としての一体性を確保するうえで、感情面から見ても比較的有效な役割を果たしてきた現実的「手段」ないし「方策」こそ、「農業保護」であり、また伝統的^クお家芸^クの「好戦的プロテストスタンティズム(反カトリック感情)」だつたと考えられる。ピール派との和解・再統一が事実上難しくなっていくなかで、スタンリーが喜んで依拠するようになった路線・立場がこれら二つであつた(ibid.: 230)。

ちなみに、事実上の新党ともいえる残留組、すなわち保護貿易主義者たちは党の新名称をどうするかについても議論している。「保守党」という名称がピールを連想させるとの意見もあつたため、新党名の候補として、先述の「保

護貿易主義者党」や「地方党」(the Country party)なども検討されていた (Jennings 1961 : 59-60)。

しかし結局、元のまま「保守党」という名称を引き継ぐことで最終合意を見た。ブレークの記述に従えば、以下のとおりとなる。「既定の名称 (the established name) をベリスフォード (William Beresford) が選んだのはよい選択であった。一八四七年一月二日、支持者たちに配布する回覧状の件で彼はスタンリーに書簡を送り、その追伸で次のように述べている。『保護貿易主義者党または地方党を敬遠するすべての人にも門戸を開放しているので、保守党とするのが最善の方策と考えました』と」 (Blake 1988 : 80、邦訳 1979 : 79-80、一部改変)。

その後、「集団・組織として分裂した一八四六年」から「党として保護貿易主義を正式に放棄する一八五二年総選挙」までの間、「院内基盤拡大のためピールら自由貿易主義者(ピール派)との和解・再統一を模索するようになったスタンリーの新路線(ある意味、ピール流リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素路線への接近ないし復帰)」と、「それを断固拒否したベンティンクの従来型路線」との内部対立に、新保守党は再び悩まされるようになる。しかし皮肉にも一八五二年以降のスタンリー保守党は、ディズレーリのサポートを得ながら、かつてのピールと同じ路線を歩んでいき、一九世紀後半以降今日まで、イギリス二大政党の一翼(右派系)を担い続けることが可能となった。

一方ピール死去(一八五〇年)後のピール派は、一八五二年に成立した第一次ダービー保守党内閣への参加を拒絶し、逆にホイッグ党との連合(自由党の結成)に加わるようになっていった。したがってそれ以降、‘the Conservative Tradition’の旗振り役はもはやピール派ではなく、スタンリー(ダービー)らが率いる旧穀物法撤廃反対派(新保守党)が担うしかない状況となったのである (Stewart 1978 : 223)。

その意味で、とりわけパーティ・ラインという視点で見えてみると、一八四六年を節目とするこの時期(一八四六―

五二年)に、右派陣営ではリベラル・トーリー主義を軸としたピール路線への反発・反動がみられた。そこには、極右派のウルトラ・トーリー主義路線への(後から見れば)一時的回帰ともいえる動きが伴っていた。

ただしそれは、イギリス近代保守主義の一構成要素となる「トーリー主義」のあり方・路線をめぐる、あくまで同じトーリー主義を構成する下位要素間での主導権争いであり、その結果に伴う変化であった点に留意する必要がある。一般的にはピール的保守主義(表2を参照)とされる路線も、既述のとおりその内実は従来の「リベラル・トーリー主義」に「ホイッグ的要素」をプラスしたものでしかなかった。加えて、ピールに反発するさまざまな別のトーリー主義者も——むしろこちらの側が人数的にも圧倒的に——健在であったため、リーダーのピール自身、その党内影響力を無視できず脱党したと考えられるからである。

四、おわりに

通例‘first Conservative government’として位置づけられる第二次ピール内閣には、幅広く包摂性を伴う「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」が確かに見られ、当時からそう認識されることもあった。また、一般的にはこれが「保守主義(のあり方)」とされ、ピール以前の「(狭くて頑固な)トーリー主義」と区別されてきた。

しかし、そうした捉え方は、ピールというリーダー個人にのみ注目した一面的な理解といわざるを得ない。一つの議員集団として見た場合、トーリー党といってもその実体はさまざまなトーリー主義(者)の複合体だったからである。さらに、一八四六年の党内対立と分裂に伴う集団・組織面での過去との断絶、そしてスタンリーらによる再出発

もしくは出直しという事実を考慮するのであれば、第二次ピール内閣は、むしろ‘last (liberal) Tory government’⁹と位置づけ直し、再評価すべきではないだろうか。

また、穀物法撤廃をめぐる政府与党集団の分裂とその影響から見た場合、保守党の真の出発点についても、通説の一八三〇～四〇年代前半・ピール時代^⑩ではなく一八四六年以降のスタンリー時代に求めるべきで、——その名称や政策が何であれ——議員集団としての「断絶」を経たうえでの「再出発」という事実から見ると、より相応しいのではないかと思われる。

一八三〇年代以降徐々に「保守党」と称するようになったトーリー党「議員集団」の主たるパーティ・ラインは、一八四六年を境に、ピールの従来型「リベラル・トーリー主義」路線からスタンリーら残留組・穀物法撤廃反対派の「保護貿易主義路線」に（一時的にせよ）変化した。この点からすれば、スタンリーとベンティンクが率いることになった新保守党は——ピール批判を利用した党内団結の必要性から——リベラル・トーリー主義を軸とする従来型路線の一時的放棄を、見方を変えれば、やや時代遅れで復古的な農業保護路線への一時的回帰を余儀なくされたと考えてよい。

というのも、紙幅の都合で詳述できなかったが、先述したように一八四六年の分裂以降、一八五二年から一八七四年にかけてスタンリーとデイズレーリが実現した保守党の復活とそれ以降の発展は、一八四六年から一八五二年まで党として一時的にせよ公式採用した保護貿易主義路線を放棄していくプロセスだったからである。換言すればそれは、総選挙に勝利し政権を獲得・維持する必要性からピール流「リベラル・トーリー主義プラスホイッグ的要素」——その象徴が一八六七年のいわゆる第二次選挙法改正実現といえる——へ再び戻っていくプロセスでもあった。

いずれにせよ、保守党が一八四六年に分裂し過去と断絶した後、再出発のため、ウルトラ・トーリー主義をはじめとするトーリー主義の「共通基本原理」ともいふべき「保護貿易主義」に基づかざるを得なかったのは皮肉といわざるを得ない。一八四六年以後一時的にせよスタンリー新保守党の立脚点となった「保護貿易主義」と、それを主な構成要素とする「ウルトラ・トーリー主義」との間には、不本意な「改革」(第一次選挙法改正と穀物法撤廃)がなされた後、「改革」に反対し敗れた側がとりあえず結集できる「磁石」のような役割を果たしたという意味で共通点が見出せる。ただし、前者が「ピール脱党直後の新保守党内で統一的主導権を握ったいわば「党内優位パーティ・ライン」であるのに対し、後者は「ピール時代までのトーリー党内で併存・競合し、とりわけリベラル・トーリー主義との党内主導権争いを繰り広げほぼ敗れつつある」時代的には斜陽の路線・立場」だったという点で、両者には明確な違いもあったといえるだろう。

もともと、このように論ずることによって、保守党や保守主義の発展にピールが果たした大きな役割が否定されるわけではない。スタンリーもディズレーリも結局ピールの路線を再採用したからこそ、今日まで保守党が存続してきたといえるからである。おそらくタムワース宣言の斬新さやその内容面に従来の研究者が注目しすぎたため、本質的には「自由主義的トーリー主義者プラスα」的存在でしかないピールを「初代保守党党首」とする評価が独り歩きしていったとも考えられる。

紙幅の関係上、本稿ではこの点についての詳細な検討ができなかった。また、スタンリーの新保守党がピールの路線に戻っていくプロセスに関する考察も残されており、今後の研究課題としたい。

(1) 一八三二～四一年に実施された各総選挙の党派別獲得議席数は以下のとおり (定数六五八)

ホイッグなどのちの自由党

一八三二

四七九

一七九

一八三五

三八三

二七五

一八三七

三四九

三〇九

一八四一

二九〇

三六八

トーリーなどのちの保守党

この時代のイギリス総選挙結果は資料によってその詳細が異なっているため、本稿では Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900*, (London and Basingstoke: Macmillan) 1984 (rep.), pp. 138-139 を参考にした。

(2) 周知のように第一次選挙法改正は、一八三〇年に成立したホイッグ党主体のグレー (Charles Grey) 内閣主導で一八三二年に実現した議会改革である。この改革によって都市部の産業資本家など中産階級上層部にまで初めて選挙権が認められ、またそれ以後の一連の選挙権拡大の「突破口」にもなったため、結果的に今日では「第一次」選挙法改正と称されるようになった。

とはいえ、有権者数はこの改革を通じて一六万人から九五万人程度まで増えたにすぎず、財産資格制限も依然残されていたので、今日的意味での「民主化」にはほど遠い内容であった。

(3) 本稿では便宜上「トーリー党」「ホイッグ党」という言葉を用いたが、そういう名称の「政党」(parties) があつたわけではない。第一次選挙法改正が実現するまでは「小ピット派」(Pittite)、「フォックス派」(Foxite) と呼ばれるのが当時は一般的だった。したがって、その実態は有力政治家個人とその同僚議員による「徒党」(factions) でしかなかった (Blake 1988: 9、邦訳 1979: 21、中村 1986: 112 ほか) とされている。

そして一八三〇年以降、主要争点をめぐる論争とそれぞれの政治的スタンスや同盟協力関係などから、現状維持派が「トーリー」、穏健な改革志向派は「ホイッグ」と認識され、徐々に系列化していくようになった。

(4) タムワース宣言 (一八三四年) は、総選挙直前に第一次ピール内閣で公認され、「首相」としての立場でピールが行った

全有権者向け所信表明演説である。加えて、今日的総選挙マニフェスト (manifesto) の起源としても位置づけられている。さらに、最新のイギリス保守党史研究においても同宣言は、新しい穏健な保守主義や近代保守党の founding document として評価されることが多い (Gaunt 2023 : 3, Garnett 2023 : 36)。

タムワース宣言の分析や政治史的意義については、さしあたり渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、二〇〇七年を参照されたい。

(5) この点について、本文で引用したピール研究家のゴーンツは、(庶民院トリー党指導者)ピールと同時期の一八二八年から一八四六年にかけて貴族院トリー党議員を指導したウェリントン公爵を「初代保守党党首」とする見方もあることを、その注釈で紹介している (Cf. Gaunt 2015)。

(6) 当時の国王チャールズ二世 (Charles II) の王位継承有力候補者である実弟、のちのジェームズ二世 (James II) がカトリック教徒であったことから、彼を王位継承候補から排除するため一六七九年に「王位継承排除法案」(Exclusion Bill) が議会に提出された。

同法案を提出し、これに賛成した議員たちは初期の商業ブルジョアや非国教徒 (清教徒) などから支持されたが、いわば国王批判派だったため、今日という野党的な「地方党」(country party)、それに対しジェントリ層や国教徒たちの支持を集めた法案反対派議員は国王側ということもできるので与党的な「宮廷党」(court party) という形で、それぞれ区分されている。

実は両派とも、過去の経験から、反動的で「血生臭い」専制君主のイメージが強い旧教徒国王には——程度の差こそあれ——概ね反対の立場であった。しかし後者の宮廷党は、臣下の議員が王位継承問題という国王大権に介入するのはいかなものかという「国王大権尊重派」でもあったことから、一部を除けば消極的に旧教徒の王弟を支持したにすぎなかったと見られている。

こうした状況下で国王は解散総選挙を断行し、この問題を有権者 (世論) に訴えたが、全体的な国民世論は地方党に味方した。この結果に不満の国王は、国王大権に基づき総選挙後の新議會を招集しないことにした。総選挙に勝利を収めた地方党議員側は新議會招集を国王に「請願」したので「請願者」(Petitioners) と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員側は、それは国

王大権への干渉行為でありこれを「嫌悪」すると主張したので「嫌悪者」(Abhorers)と呼ばれるようになった。そしてその後、請願者側は嫌悪者側を「トーリー」、嫌悪者側は請願者側を「ホイッグ」と呼んで、互いに罵倒し合うことになった(渡邊 2022: 144-145などを参照)。

ちなみに「トーリー」とは無法者や強盗という意味のアイルランド語 *toraidhe* に由来し、「ホイッグ」はスコットランドの言葉で牛追いを意味する *whiggamore* の短縮形で、転じて感激反乱分子を意味する言葉になった(松村・富田編 2000: 749、812-813) といわれている。

(7) 一八一五年に穀物法が制定された政治的背景の一つに、トーリー党を支持する地主貴族や農業関係者などの圧力があつたとされている。

フランス革命(一七八九〜九九年)に伴う対仏戦争やナポレオン戦争の影響を受けたイギリスでは、大陸産穀物の輸入困難に伴う穀物不足のせいで穀物価格が急騰し、「生産者」側の地主貴族や農業関係者がかなり潤った。ところが戦争の終結に伴い安価な外国産穀物が輸入されるようになると、穀物価格が下がる恐れも生じてきた。そのため、彼らがトーリー党議員に働きかけて成立せしめたのがこの穀物法だったのである。

同法は予想以上の効果をあげなかったため、のちに穀物価格の上下に応じて輸入関税を増減させるスライド制が導入された。その結果、穀物価格が高いまま据え置かれ、パンの値段も下がらなかったことから、都市部の商工業者や労働者を主体とする「消費者」層は大いに苦しんだ。

そこで、一八三九年には産業資本家層を中心に、自由貿易論者で政治家のコブデン(Richard Cobden)や実業家のブライト(John Bright)らがマンチェスターで穀物法反対同盟(the Anti-Corn Law League)を結成し、穀物法撤廃運動を展開する運びとなった(松村・富田編 2000: 170)。

このように一八一五年穀物法をめぐる論争は、地方の地主貴族や農業関係者を主体とする国内生産者側(主にトーリー)と、都市部の商工業者や労働者を中心とする国内消費者側(主にホイッグ)との地域対立・階級対立であつたと同時に、経済的争点をめぐる党派対立の様相も呈していたといえる。

(8) いわゆる「本会議中心主義」のイギリスで採用されている議案審議手続きは、「読会制」(reading)と呼ばれている。これは議会慣習によるものとされ、「第一読会(法案議事日程への上程の可否を決する) ↓ 第二読会(委員会の審議報告に関して審議を行う) ↓ 第三読会(最終的な可否を決する)」という三段階プロセスの三読会制が今日では定着している。

(9) 「ホイッグ党」が「自由党」と呼ばれるようになった時期についても諸説あるが、この点については拙稿「トリー党と保守党―近代イギリス保守党史の一考察―」(『政経研究』第六〇巻 第三・四号、日本大学法学会、二〇二三年一二月)二六頁の註(7)を参照されたい。

(10) この点については、たとえば北岡勲『西洋政治史』財経詳報社、一九七九年、一一八頁でも「こうして、一八三二年に行われた選挙法改正や総選挙を契機として、自由党、保守党の二大政党が結成された。そして二大政党による議会政治が発展してゆくことになった。」と説明されているが、本稿での考察を踏まえると必ずしも正確ではなく、疑問の余地があるといわざるを得ない。

主要参考文献

- Bale, Tim. 2016 (second edition). *The Conservative Party from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity Press.
- Birch, Nigel. n.d. *The Conservative Party*, London: Collins.
- Blake, Robert. 1988 (second impression). *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London: Fontana Press.
- Cecil, Hugh. 1912. *Conservatism*, London: Williams and Norgate.
- Cook, Chris and Brendan Keith. 1984 (rep.). *British Historical Facts 1830-1900*, London and Basingstoke: Macmillan.
- Disraeli, Benjamin. 1969 (London: Colburn 1852). *Lord George Bentinck: A Political Biography*, second edition, Farnborough: Gregg International.
- Gaunt, Richard A. 2015. "Chapter4 Sir Robert Peel", in Clarke, Charles, Toby S. James, Tim Bale and Patrick Diamond (eds.).

- British Conservative Leaders*, London: Biteback Publishing.
- Gaunt, Richard A. 2023. *Sir Robert Peel — Contemporary Perspectives, vol. II The New Conservatism, 1830-1845*, Abingdon: Routledge.
- Garnett, Mark. 2023. *Conservatism*, Newcastle upon Tyne: Agenda publishing.
- Hawkins, Angus. 2007. *The Forgotten Prime Minister — The 14th Earl of Derby, volume I Ascent: 1799-1851*, Oxford: Oxford University Press.
- Jennings, Ivor. 1961. *Party Politics, vol. II The Growth of Parties*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jones, Emily. 2017. *Edmund Burke and the Invention of Modern Conservatism, 1830-1914*
— *An Intellectual History*, Oxford: Oxford University.
- Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave.
- Memoirs by The Right Honourable Sir Robert Peel*,
published by the Trustees of his papers, Lord Mahon (now Earl Stanhope) and The Right
Hon. Edward Cardwell, M. P., Part II. — The New Government, 1834-5
(London: John Murray) 1858, in *Robert Peel, Memoirs*, Biblio Life.
- Norton, Philip. 2008. “The Future of the Conservatism.” *The Political Quarterly*, 79-3.
- Sir Robert Peel from his private papers*,
edited for his trustees by Charles Stuart Parker with a chapter on his life and character by his grandson, the Hon. G. Peel
vol. II vol. III (New York: Kraus Reprint) 1970. Originally published: London: J. Murray 1899.
- Stuart, Robert. 1978. *The Foundation of the Conservative Party 1830-1867*, London: Longman.
- The Quarterly Review*, vol. XLII, published in January and March, 1830 (London: Palala Press).

北岡勲・1979.『西洋政治史』財経詳報社.

中村英勝・1986.『イギリス議会議史〔新版〕』有斐閣.

松村赳・富田虎男編著・2000.『英米史辞典』研究社.

渡辺容一郎・2007.『現代ヨーロッパの政治』北樹出版.

渡辺容一郎・2010.『オポジションとヨーロッパ政治』北樹出版.

渡邊容一郎・2022.『西洋政治史』晃洋書房.

ヒュー・セシル著(栄田卓弘訳)・1979.『保守主義とは何か』早稲田大学出版部.

ロバート・ブレック著(早川崇訳)・1979.『英国保守党史』労働法令協会.

〔付記〕 本稿は、二〇二三年度日本政治学会研究大会報告論文(未定稿)を一部修正した内容である。学会当日は討論者をはじめ会員諸氏から多くの貴重なコメントや情報をいただいた。記して感謝の意を表したい。